

<<<新旧対照表>>>

○応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成6年5月1日消防本部訓令甲第1号）の一部を改正する規程新旧対照表

新	旧																										
<p>○応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成6年5月1日消防本部訓令甲第1号 ＜略＞</p> <p>4 住民に対する普及講習の種類 (1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">講習の種類</th> <th style="width: 10%;">I</th> <th style="width: 80%;">主な普及項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">普通救命講習</td> <td style="text-align: center;">I</td> <td>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II</td> <td>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">III</td> <td>心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上級救命講習</td> <td></td> <td>心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3及び別表3の2のとおりとする。 ＜略＞</p> <p>18 応急手当推奨事業所の認定 応急手当推奨事業所は、次の各号の全てに該当する事業所のうちから適当と認められるものについて消防長が認定する。</p> <p>(1) 雇用する従業員数が10人以上の事業所で、この要綱の目的に賛同し協力できる事業所</p> <p><u>(2) 次に掲げる場合に応じ、それぞれの時期において、雇用する全従業員の半数以上が4に規定するいずれかの講習を修了している事業所</u> <u>ア 19に規定する認定の場合 当該申請日前の1年以内</u> <u>イ 19に規定する更新の場合 22に規定する</u></p>	講習の種類	I	主な普及項目	普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法	上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	<p>○応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成6年5月1日消防本部訓令甲第1号 ＜略＞</p> <p>4 住民に対する普及講習の種類 (1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">講習の種類</th> <th style="width: 10%;">I</th> <th style="width: 80%;">主な普及項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">普通救命講習</td> <td style="text-align: center;">I</td> <td>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II</td> <td>心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">III</td> <td>心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上級救命講習</td> <td></td> <td>心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3及び別表3の2のとおりとする。 ＜略＞</p> <p>18 応急手当推奨事業所の認定 応急手当推奨事業所は、次の各号の全てに該当する事業所のうちから適当と認められるものについて消防長が認定する。</p> <p>(1) 雇用する従業員数が10人以上の事業所で、この要綱の目的に賛同し協力できる事業所</p> <p><u>(2) 雇用する全従業員の半数以上が、4に規定するいずれかの講習を終了している事業所</u></p>	講習の種類	I	主な普及項目	普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法	上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法
講習の種類	I	主な普及項目																									
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法																									
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。																									
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法																									
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法																									
講習の種類	I	主な普及項目																									
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法																									
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。																									
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法																									
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法																									

新	
<u>認定証の有効期限内</u>	
別表 1 (第 4 関係) 普通救命講習 I	
1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
指導者による使用方法の呈示		
異物除去法	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法	直接圧迫止血法	
		165

旧	
<u>(3) 応急手当普及員若しくは応急手当指導員の資格を有する者又は医師若しくは看護師を1人以上雇用し、速やかに応急手当が実施できる事業所</u>	
別表 1 (第 4 関係) 普通救命講習 I	
1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
指導者による使用方法の呈示		
異物除去法	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法	直接圧迫止血法	
		165

新	
合計時間	180
備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表1の2 (第4関係) 普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対す)	心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	165
AEDの使用	AEDの使用(ビデオ等)指導者による使用	

旧	
合計時間	180
備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表1の2 (第4関係) 普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に成人に対す)	心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	165
AEDの使用	AEDの使用(ビデオ等)指導者による使用	

新				旧			
る方法)	方法	法の呈示	60	方法	法の呈示	60	
		AEDの実技要領			AEDの実技要領		
		異物除去法			異物除去要領		異物除去法
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法	直接圧迫止血法		止血法	直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認				
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価				
合計時間		240		合計時間		240	

備考

- 1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
- 4 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した救急講習を可能とする。
- 5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

備考

- 1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。
- 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
- 4 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した救急講習を可能とする。
- 5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表1の3(第4関係)普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</li> <li>2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</li> </ol>
--------	--

別表1の3(第4関係)普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</li> <li>2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。</li> </ol>
--------	--

新	
	3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

旧	
	3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法 基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口(口鼻)人工呼吸法
		シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
		指導者による使用方法の呈示
異物除去法	AEDの実技要領	
効果確認	異物除去要領	
止血法	心肺蘇生法の効果確認	
合計時間	直接圧迫止血法	180

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(主に小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法 基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口(口鼻)人工呼吸法
		シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)
		指導者による使用方法の呈示
異物除去法	AEDの実技要領	
効果確認	異物除去要領	
止血法	心肺蘇生法の効果確認	
合計時間	直接圧迫止血法	180

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができ
----	---

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した救急講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができ
----	---

新
ば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表2（第4関係）上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(成人、小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法(基本的心肺蘇生法(実技))	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	
AEDの使用法(成人に対する方法)	AEDの使用法(ビデオ等)	
	指導者による使用方法の呈示	
異物除去	AEDの実技要領	285
異物除去	異物除去要領	

旧
ば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表2（第4関係）上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要綱	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15
救命に必要な応急手当(成人、小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法(基本的心肺蘇生法(実技))	反応の確認、通報
		胸骨圧迫要領
		気道確保要領
		口対口人工呼吸法
	シナリオに対応した心肺蘇生法	
AEDの使用法(成人に対する方法)	AEDの使用法(ビデオ等)	
	指導者による使用方法の呈示	
異物除去	AEDの実技要領	285
異物除去	異物除去要領	

新				旧				
		法 効果 確認	心肺蘇生法の効果 確認			法 効果 確認	心肺蘇生法の効果 確認	
		止血法	直接圧迫止血法			止血法	直接圧迫止血法	
		心肺蘇生 法に関する 知識の 確認（筆記 試験）	知識の確認	60		心肺蘇生 法に関する 知識の 確認（筆記 試験）	知識の確認	
		心肺蘇生 法に関する 実技の 評価（実技 試験）	シナリオを使用し た実技の評価			心肺蘇生 法に関する 実技の 評価（実技 試験）	シナリオを使用し た実技の評価	
その 他の 応急 手当	傷病者管 理法	保温法	体位管理（回復体位 とショック時の対 応）	120	傷病者管 理法	保温法	体位管理（回復体位 とショック時の対 応）	
		外傷の手 当要領				包帯法（三角巾等）		外傷の手 当要領
		副子固定法			副子固定法			
		熱傷の手当			熱傷の手当			
		熱中症への対応（予 防を含む）			熱中症への対応（予 防を含む）			
		その他の手当（用手 による頸椎保護、溺 水への対応等）			その他の手当（用手 による頸椎保護、溺 水への対応等）			
	搬送法	搬送の方法（徒手搬 送、毛布を使った搬 送法、複数名で搬送 する方法）			搬送の方法（徒手搬 送、毛布を使った搬 送法、複数名で搬送 する方法）	搬送法	搬送の方法（徒手搬 送、毛布を使った搬 送法、複数名で搬送 する方法）	
		担架搬送法（担架搬 送の基本事項）					担架搬送法（担架搬 送の基本事項）	
		応急担架作成法					応急担架作成法	
	合計時間		480		合計時間		480	
備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 e-ラーニングを活用した救急</p>			備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 e-ラーニングを活用した救急</p>			

新		旧	
	<p>講習や普及時間を分割した救急講習を可能とする。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>		<p>講習や普及時間を分割した救急講習を可能とする。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>

別表3 (第4関係) 救命入門コース (90分コース) 別表3 (第4関係) 救命入門コース (90分コース)

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。</p> <p>2 自動体外式除細動器 (AED) を使用できる。</p>
2 標準的な実施要綱	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度でできる。</p> <p>2 自動体外式除細動器 (AED) を使用できる。</p>
2 標準的な実施要綱	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目	時間 (分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性 (心停止の予防等を含む) 等	90		
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法 (実技及び呈示)		反応の確認、通報	
	AEDの使用方法		基本的な心肺蘇生法 (実技及び呈示)	胸骨圧迫要領
			AEDの使用	気道確保要領 (呈示又は体験)
				口対口人工呼吸法 (呈示又は体験)
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
AEDの実技要領				

項目	細目	時間 (分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性 (心停止の予防等を含む) 等	90		
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法 (実技及び呈示)		反応の確認、通報	
	AEDの使用		基本的な心肺蘇生法 (実技及び呈示)	胸骨圧迫要領
			AEDの使用	気道確保要領 (呈示又は体験)
				口対口人工呼吸法 (呈示又は体験)
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
AEDの実技要領				

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

別表3の2 (第4関係) 救命入門コース (45分コース) 別表3の2 (第4関係) 救命入門コース (45分コース)

新				旧																																							
1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。			1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。																																						
2 標準的な実施要領	2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。			2 標準的な実施要領	2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。																																						
	1 講習については、実習を主体とする。				1 講習については、実習を主体とする。																																						
	2 訓練用資器材一式に対して受講者は2人以内とすることが望ましい。				2 訓練用資器材一式に対して受講者は2人以内とすることが望ましい。																																						
	3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。				3 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">細目</th> <th>時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急手当の重要性</td> <td colspan="3">応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等</td> <td rowspan="4">45</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）</td> <td rowspan="3">心肺蘇生法</td> <td>胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）</td> <td>反応の確認、通報 胸骨圧迫要領</td> </tr> <tr> <td>AEDの使用</td> <td>AEDの使用（口頭又はビデオ等）</td> </tr> <tr> <td>AEDの実技</td> <td>AEDの実技要領</td> </tr> </tbody> </table>				項目	細目			時間(分)	応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等			45	救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報 胸骨圧迫要領	AEDの使用	AEDの使用（口頭又はビデオ等）	AEDの実技	AEDの実技要領	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">細目</th> <th>時間(分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急手当の重要性</td> <td colspan="3">応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等</td> <td rowspan="4">45</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）</td> <td rowspan="3">心肺蘇生法</td> <td>胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）</td> <td>反応の確認、通報 胸骨圧迫要領</td> </tr> <tr> <td>AEDの使用</td> <td>AEDの使用（口頭又はビデオ等）</td> </tr> <tr> <td>AEDの実技</td> <td>AEDの実技要領</td> </tr> </tbody> </table>				項目	細目			時間(分)	応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等			45	救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報 胸骨圧迫要領	AEDの使用	AEDの使用（口頭又はビデオ等）	AEDの実技	AEDの実技要領
項目	細目			時間(分)																																							
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等			45																																							
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報 胸骨圧迫要領																																								
		AEDの使用	AEDの使用（口頭又はビデオ等）																																								
		AEDの実技	AEDの実技要領																																								
項目	細目			時間(分)																																							
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等			45																																							
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報 胸骨圧迫要領																																								
		AEDの使用	AEDの使用（口頭又はビデオ等）																																								
		AEDの実技	AEDの実技要領																																								
19 認定等の申請				19 認定等の申請																																							
<p>応急手当推奨事業所として認定又は更新を受けようとする者は、応急手当推奨事業所認定(更新)申請書(別記様式9)にて申請を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>				<p>応急手当推奨事業所として認定又は更新を受けようとする者は、応急手当推奨事業所認定(更新)申請書(別記様式9)にて申請を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;略&gt;</p>																																							
22 認定証の有効期限				22 認定証の有効期限																																							
<p>応急手当推奨事業所認定証の有効期限は、認定の日又は更新の日の属する年度の翌年度の末日までとする。</p> <p style="color: red;">附則(令和2年3月1日消本訓令甲第5号) この訓令は、令和2年3月1日から施行する。</p>				<p>応急手当推奨事業所認定証の有効期限は、認定の日又は更新の日の属する年度の翌年度の末日までとする。</p>																																							

新	旧